

令和5年度税制改正要望事項（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ）

（防衛省）

項 目 名	防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化のための税制上の所要の措置		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化に資するものとして一定の要件※を満たすことについて防衛大臣が認める設備投資を行った場合、その事業年度の法人税額からの設備投資費の特別控除（5%）、又は当該資産に係る特別償却（30%）を可能とする特例を新設する。</p> <p>※ 「防衛産業サイバーセキュリティ基準」（令和4年3月公表）を満たす設備投資であって、その設備投資の計画について防衛大臣から認定を受けたものであること。</p>		
	平年度の減収見込額	▲ 325	百万円
	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）
	（改正増減収額）	（ —	百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 防衛産業におけるサイバーセキュリティ体制を強化し、安全性・信頼性の高い装備品等の安定的な供給を確保することによって自衛隊の任務遂行を確実なものとし、もって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つこと。</p> <p>(2) 施策の必要性 自衛隊の運用する装備品等の開発、製造、維持整備等は、契約に基づき民間事業者（防衛産業）が行っているところ。 近年、防衛産業に対するサイバー攻撃のリスクが著しく増大しており、特に、不正アクセスによる情報窃取等の攻撃が、対策の手薄な海外拠点等を經由して行われる傾向にある。このため、防衛省は、装備品等の調達に当たって事業者を求める基準として「防衛産業サイバーセキュリティ基準」（令和4年3月公表）を定め、防衛産業におけるサイバーセキュリティ体制の強化を推進している。 日々その態様を変えるサイバー攻撃に迅速かつ的確に対処するためには、サイバーセキュリティ体制の強化に事業者が自ら積極的に取り組み、より強固な対策を取ることにについて、インセンティブを設けることが必要不可欠である。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策分野Ⅰ 我が国自身の防衛体制の強化 政策分野Ⅱ 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項 施策(5) 産業基盤の強靱化				
		政策の達成目標	防衛産業に対して、サイバーセキュリティ体制の強化に資する設備投資についての税制上のインセンティブを設けることによって、装備品等の製造等の現場におけるセキュリティ器材の増設や安全性・信頼性の高いシステム器材の導入を促進し、もってサイバーセキュリティ体制を強化する。				
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）				
		同上の期間中の達成目標	政策目的の達成目標と同じ。				
	政策目標の達成状況	—					
	有効性	要望の措置の適用見込み	新設を要望する措置であり、推計を記載。推計根拠を別添。				
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本件措置を講ずることにより、防衛産業においてサイバーセキュリティ体制の強化のための設備投資が促進されることから、装備品等の安全性・信頼性を向上し、及びその安定的な供給を確保することに繋がる。この結果、自衛隊の任務遂行を確実なものとし、もって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに寄与するから、政策手段として有効である。				
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—				
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度予算概算要求において、以下を検討中。 ○ サイバーセキュリティ強化支援のための補助金（事項要求）				
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算は、防衛産業サイバーセキュリティ基準以上の対策を講じるための設備投資について、その費用を一定の割合により補助するものであり、本措置とともに、一体となって政策目標の達成を目指すものである。				

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>近年、防衛産業に対するサイバー攻撃のリスクが著しく増大しており、サイバーセキュリティ体制の強化に事業者が自ら積極的に取り組み、より強固な対策を取ることにについて、インセンティブを設けることが必要不可欠である。 本件措置は、防衛産業においてサイバーセキュリティ体制を強化するための設備投資を長期にわたり持続的に促進するものであるとともに、その対象は、必要な基準に適合する設備投資を行うことについて、防衛大臣が認める事業者に限定されていることから、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>	

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(防衛省)

項 目 名	航空機騒音対策（移転措置）事業に係る事業用資産の買換え等の特例措置の延長								
税 目	所得税、法人税								
要 望 の 内 容	<p>防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年法律第 101 号。以下「環境整備法」という。）第 5 条第 1 項において、国は、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域（以下「航空機騒音障害区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物等の所有者が、当該建物等に移転し、又は除却するときは、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる旨を規定しており、また、同条第 2 項において、国は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、当該土地を買い入れることができる旨を規定している。</p> <p>このうち、航空機騒音障害区域に所在する個人又は法人の事業用資産（以下「事業用資産」という。）を、国に譲渡し航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等については、譲渡所得の課税の特例が認められており、本特例措置の適用期間の延長を要望するもの。</p> <p>（関係条文）</p> <p>租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 37 条、第 37 条の 2、第 37 条の 3、第 37 条の 4、第 65 条の 7、第 65 条の 8、第 65 条の 9</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">— 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（▲110,300 百万円の内数）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（▲110,300 百万円の内数）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（▲110,300 百万円の内数）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新 設 ・ と 拡 充 す る 又 理 由 は 延 長 を 必 要	<p>(1) 政策目的</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転を希望する建物等の所有者に対して移転補償や土地の買入れ（以下「移転の補償等」という。）を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>移転措置事業は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づく航空機騒音対策の一つであり、防衛という国民全体の利益のために航空機の音響に起因する障害が特に著しい地域の関係住民が受けている不利益を公平の観点から是正する措置である。</p> <p>同事業における移転補償金等は、譲渡所得として所得税等の課税対象となることから、本特例措置がない場合、資産の目減りが生じ、従前の資産と同等の資産に買い換えることができず、移転を断念することに繋がる。</p> <p>経済的負担により移転を断念する事業者が増加すれば、自衛隊等の飛行場が所在することによって特定の地域の住民が受けている不利益を放置することにもなることから、本特例措置により経済的な負担を軽減し、航空機騒音障害区域外への移転を容易にすることによって、不利益を解消する必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第154号。31. 3. 29）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標：①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化</p> <p>政策分野：我が国自身の防衛体制の強化 防衛力を支える要素</p> <p>施策：地域コミュニティとの連携</p>
		政策の達成目標	航空機騒音障害区域における移転の補償等を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	<p>3年間延長 （所得税）令和6年1月1日～令和8年12月31日 （法人税）令和5年4月1日～令和8年3月31日</p>
		同上の期間中の達成目標	<p>航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の建物約11,400戸、土地約5,500haのうち、令和7年度末までに、令和3年度末時点で移転の希望がある建物194戸、土地77.8haの移転の補償等を実施し、そのなかで事業用資産、建物51戸、土地29.1haに対し移転の補償等を実施する。</p>
		政策目標の達成状況	<p>航空機騒音障害区域内の建物約20,000戸、土地約10,300haに対し、令和3年度までに建物約8,700戸、土地約4,800haの移転の補償等を実施した。このうち、前回要望時の令和元年度から令和3年度までの間に建物202戸、土地196haの移転の補償等を実施しており、そのなかで事業用資産は、建物53戸、土地77haの移転の補償等を実施した。</p>
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用事業者の見込み件数 令和5年度：58件（うち法人：5件） 令和6年度：41件（うち法人：5件） 令和7年度：53件（うち法人：3件） <p>※算出根拠等は別紙の（1）のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用事業者の範囲 航空機騒音障害区域内に事業用資産を有する個人及び法人 		

		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置は、航空機騒音障害区域内から外に移転する際に譲渡する土地等の譲渡所得に係る課税に伴う経済的負担を軽減し、事業用資産の所有者の移転を容易にすることによって不利益を解消するためのものである。</p> <p>本特例措置が延長されれば、引き続き移転の補償等が円滑に行なわれ、移転の補償等を促進するという目標達成が実現でき、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与し、防衛施設の円滑な運用に資することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができる。</p>
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(予算上の措置等の要求内容) 建物等の移転補償及び土地の買入れ等に要する経費 (令和4年度予算額) 一般会計 51億円	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	航空機騒音障害区域内に所在する事業用資産を国に譲渡し、航空機騒音障害区域以外の地域に買い換え等を行う場合、譲渡所得(上記予算をもって国が行う移転の補償等の金額)に課税された場合には、移転補償金等による移転促進効果が減殺されることから、買換資産の取得を容易にするためには本特例措置により譲渡所得に係る税の一時的な負担を軽減する必要がある。	
	要望の措置の妥当性		<p>航空機騒音障害区域内に所在する建物等の所有者においては航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいために移転を余儀なくされている。</p> <p>本特例措置は、事業用資産の所有者の移転に伴う経済的な負担を軽減するものであり、航空機騒音障害区域内からの移転の促進を図るという政策目標を達成する手段としての的確である。</p> <p>また、本特例措置の内容は課税の繰延べであるため、最終的な納税額に変化は生じず、補助金等と比して国庫への負担が少ないため、適切かつ必要最小限の措置である。</p> <p>防衛施設の安定的な運用の確保を図る観点からも、騒音が継続する限り、移転の補償等の要望に応じていく必要がある。</p> <p>以上のことから、本特例措置を継続することで、移転の補償等を促進するという目標達成が実現でき、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与し、防衛施設の円滑な運用に資することとなり、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与する上で必要不可欠である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

- ・過去3か年の適用実績
 - 令和元年度 適用事業者：60件（134件）
 - うち法人：0件（1件）
 - 適用額：696百万円（1,947百万円）
 - 減収額：104百万円（303百万円）
 - 令和2年度 適用事業者：36件（97件）
 - うち法人：0件（3件）
 - 適用額：382百万円（1,192百万円）
 - 減収額：57百万円（197百万円）
 - 令和3年度 適用事業者：49件（48件）
 - うち法人：2件（3件）
 - 適用額：858百万円（1,369百万円）
 - 減収額：138百万円（235百万円）

※算出根拠等は別紙の(2)のとおり。

- ・適用事業者の範囲
 - 航空機騒音障害区域内に事業用資産を有する個人及び法人

減収額等については、前回要望時に見込んだものと乖離しているが、これは移転希望者と隣接地権者との調整の難航など移転希望者の事情によるものである。

事業用資産を移転する場合の移転補償金等が譲渡所得として法人税等の課税対象となることから、本特例措置がない場合、資産の目減りが生じ、従前の資産と同等の資産を買い換えることができず、移転を断念することにも繋がる。

また、大規模な事業用資産の移転においては、移転措置事業における他の特例を適用するよりも本特例措置を適用した方が、法人税等が優遇されることから、このような事案の移転促進のために本特例措置は必要である。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

○令和2年度 適用実態調査結果
 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第65条の7、第65条の8、第65条の9、第68条の78、第68条の79、第68条の80の各条項
 (2) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え
 適用件数：0件
 適用額：0百万円

租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）

前回要望時の令和元年度から令和3年度までの間に建物202戸、土地196haの移転の補償等を実施し、そのなかで事業用資産、建物53戸、土地77haの移転の補償等を実施し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与したところである。

また、令和元年度から3年度までに移転等を実施した事業用資産所有者256名に対しアンケート調査を実施し、193名から回答を得た（75%）。アンケート内で未記入者を除いた70名のうち58名（83%）が「租税特別措置は効果的」と回答があった。

		<p>さらに、アンケート内で未記入者を除いた70名のうち9名は「本特例措置を適用した」と回答があり、いずれも「本特例措置があるから移転補償等を希望した」と回答したことから、本特例措置の効果があったことが確認できた。</p> <p>また、租税特別措置等に係る政策の事前評価書においても本特例措置についての有効性を確認している。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約11,500戸、5,700haのうち、令和元年度末時点で移転の希望がある事業用資産288戸、67haに対し令和4年度までの3年間に移転の補償等を31戸、61ha実施する。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>令和2年度から令和4年度までの3年間における移転の補償等の見込みは、所期の目標31戸に対し、68戸であり、所期の目標に達した。</p> <p>土地の買入れについては、所期の目標61haに対し、希望のあった63haの手続きを進めていたが、移転希望者と隣接地権者との調整の難航など、移転希望者のやむを得ない事情により46haとなり、所期の目標に達していない。</p> <p>平成28年度時点の対象に対する事業用資産の土地の買入れの進捗率は、前回要望時（平成30年度末時点）で8.4%（30ha）に対し、令和3年度末時点では、30.2%（107ha）と、進捗が図られている。</p>
	これまでの要望経緯	<p>昭和49年度 創設</p> <p>昭和50年度 延長（5年間）</p> <p>昭和55年度 延長（5年間）</p> <p>昭和60年度 延長（5年間）</p> <p>縮減（圧縮割合を80%に引下げ）</p> <p>平成02年度 延長（1年間）</p> <p>平成03年度 延長（5年間）</p> <p>平成08年度 延長（5年間）</p> <p>平成13年度 延長（5年間）</p> <p>平成18年度 延長（5年間）</p> <p>平成23年度 延長（3年間）</p> <p>平成26年度 延長（3年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境整備法の規定により譲渡されるものに限定。 ・ 土地等にあつては、平成26年4月1日又はその資産の所在地が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日前に取得したものに限定。 <p>平成29年度 延長（3年間）</p> <p>令和02年度 延長（3年間）</p> <p>縮減（圧縮割合を70%に引下げ）</p>

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(防衛省)

項 目 名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長		
税 目	所得税 (租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、 租税特別措置法施行規則第 5 条の 6) 法人税 (租税特別措置法第 42 条の 4、 租税特別措置法施行令第 27 条の 4、 租税特別措置法施行規則第 20 条)		
要 望 の 内 容	<p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>具体的には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般型のインセンティブ強化 ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○サービス開発の要件の見直し ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 (2 年間延長 (令和 6 年度末まで)) ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長 (2 年間延長 (令和 6 年度末まで)) ○中小企業者等について、試験研究費が 9.4%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長 (2 年間延長 (令和 6 年度末まで)) ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 等 		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	(改正増減収額)	(精査中) 百万円 (▲505,300 百万円) (▲24,000 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

我が国の研究開発投資総額（令和2年度：19.2兆円）の約7割（同：13.8兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。

(2) 施策の必要性

我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。

しかしながら我が国は、長年主要国中第1位であった研究開発投資の対GDP比率で平成21年度に韓国に抜かれ、主要国中第2位であった民間の研究開発投資額でも平成22年度に中国に抜かれ、後塵を拝している。また、リーマンショック後、足許における主要国の研究開発投資伸び率を比較すると、我が国の伸び率は他国と比較して最も低く、大きな危機感を持たざるを得ない状況である。

一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。

また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。

革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。

こうした中、科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕において、2021年度から2025年度までの5年間で、官民合わせた研究開発投資の総額約120兆円を達成することが目標として定められた。このような高い目標を達成するためには、我が国の研究開発投資総額の約7割を担う民間企業の研究開発投資を促していくことが重要。そのためにも、研究開発投資を増加する企業に対して、より一層のインセンティブを付与していくような制度設計が必要である。

加えて、産業全体が成熟しつつある我が国において、今後もイノベーションを起こし続けていくためには、大企業とスタートアップのオープンイノベーションを促すことが重要である。すなわち、「大企業にとっては新技術を取り込むことで新陳代謝が促され、更なる成長を見込むことができる」、「スタートアップにとっては大規模な経営資源を活用することで効率的な経営と事業の拡大が期待できる」ことから、オープンイノベーションは双方にとって非常に有意義であると言える。しかし、我が国においては、海外の主要国と比べても、大企業とスタートアップのオープンイノベーションが十分に進んでいるとは言えない状況であり、オープンイノベーションがより促進させるような制度に見直ししていく必要がある。

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及</p> <p>○科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕</p> <p>第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化</p> <p>1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化</p> <p>(b) あるべき姿とその実現に向けた方向性</p> <p>【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円 ・ 2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約120兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）〔令和4年6月7日閣議決定〕</p> <p>第2章 新しい資本主義に向けた改革</p> <p>1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野</p> <p>(2) 科学技術・イノベーションへの投資</p> <p>～略～研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。～略～</p> <p>(3) スタートアップ（新規創業）への投資</p> <p>～略～ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。～略～</p> <p>第3章 内外の環境変化への対応</p> <p>1. 国際環境の変化への対応</p> <p>(1) 外交・安全保障の強化</p> <p>～略～装備品の取得に関し、国内の防衛生産・技術基盤を維持・強化する観点を一層重視するとともに、基盤強化のために装備移転に係る見直しを含めた所要の制度整備を行うなど、より踏み込んだ取組を検討する。</p> <p>○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画〔令和4年6月7日閣議決定〕</p> <p>Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資</p> <p>2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資</p> <p>～略～民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。</p> <p>～略～</p> <p>その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。</p> <p>3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進</p> <p>(2) 付加価値創造とオープンイノベーション</p> <p>②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し</p> <p>～略～スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。</p>
-----------------------------	------------	--------------------------	--

			<p>○ 激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性—成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が「成長と分配の好循環」をリードする— [令和4年6月22日中小企業政策審議会 総会] 第4章 (略) 世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体のパフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応するサプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小規模事業者が本来持つ強み(分厚い構造、イノベーションに適した特性等)を發揮し、成長・生産性向上を目指していくことが重要である。(略) こうした企業が成長志向に変革していき、一者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になることを目指して、政策支援を展開していきたい。</p> <p>○ 防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企(防)第154号。3.1.3.29)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 基本目標：①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出、②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止、③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化 政策分野：我が国自身の防衛体制の強化(防衛力の中心的構成要素の強化における優先事項) 施策：産業基盤の強靱化</p> <p>○ 防衛生産・技術基盤戦略(平成26年6月19日防衛省策定) 5. 防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策 (6) 関係府省と連携した取組 防衛産業の強化には、防衛省における契約制度・研究開発の取組のほか、(中略)、各種税制・補助金の利用等に関し、経済産業省との連携を強化し、中小企業を含めた防衛産業がそのような支援スキームを円滑に利用できるような取組を行うことが効果的である。</p>
	政策の達成目標		<p>官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間		<p>○一般型のインセンティブを強化 ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○サービス開発の要件の見直し ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 (以上、適用期限の定めなし) ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置 ○中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み (以上、令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間))</p>

	同上の期間中の達成目標	官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。																																			
	政策目標の達成状況	<p>○公共機関等における研究開発投資は増加したものの、企業における投資は減少したことから、研究開発投資の総額は減少している。</p> <p>研究主体別研究費の推移（億円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>前年比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>184,326</td> <td>190,504</td> <td>195,260</td> <td>195,757</td> <td>192,365</td> <td>-1.7</td> </tr> <tr> <td>企業</td> <td>133,183</td> <td>137,989</td> <td>142,316</td> <td>142,121</td> <td>138,608</td> <td>-2.4</td> </tr> <tr> <td>非営利団体・公共機関</td> <td>151,102</td> <td>16,097</td> <td>16,160</td> <td>16,435</td> <td>16,997</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>36,042</td> <td>36,418</td> <td>36,784</td> <td>37,202</td> <td>36,760</td> <td>-1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：総務省「科学技術研究調査」）</p>		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)	総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7	企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4	非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4	大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)																															
総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7																															
企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4																															
非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4																															
大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1																															
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○令和 5 年度適用件数見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般型 3,698 件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,091 件／事業年度 ・オープンイノベーション型 692 件／事業年度 																																			
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>経済波及効果の試算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度減収額 5,053 億円 ↓ 研究開発税制等による研究開発投資押し上げ効果 ・研究開発税制等の研究開発投資押し上げ効果：5,851 億円 ・令和 2 年度～令和 12 年度までの 10 年間に及ぼす GDP 押し上げ効果：3 兆 5,093 億円 <p>（出典：経済産業省「令和 3 年度産業技術調査事業（研究開発税制の今後の在り方に関する調査）」）</p> <p>研究論文（Kasahara et al. (2014)）によれば、2003 年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が 3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所が EBPM の一環として行った研究のディスカッションペーパー（池内(2022)）によれば、2015 年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で 14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</p> <p>以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。</p>																																			
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし																																			
	予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																																			

予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。

なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。

民間研究開発投資に対する政府支援の対民間研究開発比率（2019）

	研究開発税制	補助金等	合計
日本	9.98%	2.05%	12.03%
米国	11.37%	12.33%	23.70%
英国	33.01%	8.14%	41.15%
独国	0.00%	6.97%	6.97%
仏国	28.39%	11.09%	39.48%
韓国	12.23%	16.50%	28.73%
中国	6.85%	5.65%	12.50%
7カ国平均	14.55%	8.96%	23.51%

（出典：OECD Main Science and Technology Indicators）

※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を2019年可決、2020年1月から施行。

上記の予算上の措置等と要望項目との関係

要望の措置の妥当性

革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。

研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和3年度税制改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。

しかしながら、2021年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする」ことが目標として示されており、これを達成するためには、今まで以上のスピードで、研究開発投資を増加させていくことが必要な状況となっており、インセンティブをさらに強化し、民間の研究開発投資を後押ししていく。

大企業とスタートアップの委託・共同研究を促すことは、大企業にとっては、新しい技術・アイデアを取り込むことにつながり、新領域への研究開発投資の機会を生み出すことにつながる。また、スタートアップにとっては、大企業の経営資源を活用することで、成長のスピードを加速化することができ、その成長過程で多額の研究開発投資を行うことができる。

そのため、大企業のスタートアップとの委託・共同研究を支援するオープンイノベーション型を、より使いやすい制度に見直すことは、我が国の研究開発投資を増やすことに効果的であり、政府目標の達成を目指す上で妥当であると考えられる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

① 減収額実績（うち、資本金1億円以下の法人分）

<一般型>

平成30年度 5,751億円（57億円）
 令和元年度 5,192億円（101億円）
 令和2年度 4,737億円（132億円）

<中小企業技術基盤強化税制>

平成30年度 357億円（357億円）
 令和元年度 287億円（286億円）
 令和2年度 208億円（206億円）

<高水準型>

平成30年度 23億円（1.2億円）
 令和元年度 6.7億円（0.3億円）
 令和2年度 -億円（-億円）

<オープンイノベーション型>

平成30年度 84億円（3.7億円）
 令和元年度 88億円（4.0億円）
 令和2年度 108億円（4.5億円）

② 適用事業者数（うち、資本金1億円以下の法人分）

<一般型>

平成30年度 3,822法人（1,017法人）
 令和元年度 3,598法人（1,010法人）
 令和2年度 3,504法人（1,024法人）

<中小企業技術基盤強化税制>

平成30年度 5,690法人（5,674法人）
 令和元年度 5,478法人（5,463法人）
 令和2年度 5,164法人（5,148法人）

<高水準型>

平成30年度 149法人（110法人）
 令和元年度 96法人（79法人）
 令和2年度 -法人（-法人）

<オープンイノベーション型>

平成30年度 580法人（283法人）
 令和元年度 554法人（254法人）
 令和2年度 562法人（281法人）

（出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）

※前回要望時（令和3年度税制改正要望時）における令和2年度の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収見込額及び適用見込事業者数は、別紙に記載。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

① 租税特別措置法の条項
42条の4

② 令和2年度適用件数（うち、資本金1億円以下の法人分）

- (1) 一般型：3,504法人（1,024法人）
- (2) 中小企業技術基盤強化税制：5,164法人（5,148法人）
- (3) オープンイノベーション型：562法人（281法人）

③ 令和2年度適用額（うち、資本金1億円以下の法人分）

- (1) 一般型：4,737億円（132億円）
- (2) 中小企業技術基盤強化税制：208億円（206億円）
- (3) オープンイノベーション型：108億円（4.5億円）

<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>○企業の研究開発費の推移（うち、資本金1億円未満の企業分）</p> <p>平成26年度 135,864億円（5,141億円） 平成27年度 136,857億円（4,404億円） 平成28年度 133,183億円（4,357億円） 平成29年度 137,989億円（3,955億円） 平成30年度 142,316億円（3,809億円） 令和元年度 142,121億円（4,077億円） 令和2年度 138,608億円（4,261億円） （出典：総務省「科学技術研究調査」）</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和2年度の民間企業の研究開発投資は、対GDP比2.59%となっている（総務省「科学技術研究調査」）</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和42年度 創設 増加した試験研究費の25%税額控除 昭和43年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分………25%税額控除 昭和49年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分………25%税額控除 昭和51年度 縮減 増加した試験研究費の20%税額控除 昭和60年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和63年度 拡充 特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算 平成5年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 （共同試験研究促進税制の創設） 平成6年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （国際共同試験研究促進税制の創設） 平成7年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を追加） 平成9年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加） 平成11年度 拡充 比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試験研究費の額の多い方から3期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の15%相当額を税額控除する制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人税額の12%相当額（特別試験研究の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、当期の法人税額の14%相当額）に変更。 縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑</p>

		化法の特定事業者に係る特例の廃止。
平成 13 年度	拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。
	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。
平成 15 年度	拡充	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度（総額型）の創設。
平成 18 年度	拡充	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。
	縮減	税額控除率の 2% 上乗せ措置の廃止。
平成 20 年度	拡充	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度（増加型）の創設。
		売上高の 10% を超える額×一定比率を税額控除する制度（高水準型）の創設。
平成 21 年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	（経済対策）総額型等について①控除上限の引上げ（20%→30%）、②税額控除限度超過額の平成 23、24 年度への繰越控除を措置（22 年度末まで）。
平成 22 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（23 年度末まで）。
平成 23 年度	縮減	総額型の控除上限を 20% から 30% に引き上げる措置について、適用期限延長せず。
	延長	（平成 23 年 6 月再つなぎ法） 総額型の控除上限を 20% から 30% に引き上げる措置を延長（23 年度末まで）。
平成 24 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（25 年度末まで）。
平成 25 年度	拡充	総額型の控除上限の引上げ（20%→30%）（26 年度末まで）
平成 26 年度	拡充	増加型・高水準型の適用期限を 3 年間延長（28 年度末まで） 増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み（最大 30% まで）に改組。
平成 27 年度	拡充	総額型と特別試験研究費税額控除制度（O1 型）をあわせ、控除上限を 30%（総額型 25%、O1 型 5%）にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。 O1 型について、①控除率の引上げ（12%→20%/30%）、②対象費用の拡大（中小企業者等からの知財権の使用料の追加）。
	縮減	繰越控除制度の廃止。
平成 29 年度	拡充	増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率が変動する仕組みを

	<p>導入（控除率の一部は 30 年度末まで）。</p> <p>売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入（30 年度末まで）。</p> <p>中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入（30 年度末まで）。</p> <p>試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。</p> <p>OI 型の要件を緩和。</p> <p>延長 高水準型の適用期限を 2 年間延長（30 年度末まで）。</p> <p>令和 元年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ（5%→10%）、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ</p> <p>総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。</p> <p>高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和 2 年度末まで）。</p> <p>ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。</p> <p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 2 年度末まで）</p> <p>令和 3 年度 拡充 一般型（総額型から改名）の控除上限を 25%から 30%に引き上げ（2 年間）</p> <p>※2020 年 2 月 1 日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。</p> <p>一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。</p> <p>自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。</p> <p>特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。</p> <p>縮減 特別試験研究費について、50 万円超の共同研究に限定。</p> <p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 4 年度末まで）</p>
--	--